

○琉球大学極低温センター規則

〔平成3年10月22日〕
制 定

(趣旨)

第1条 この規則は、琉球大学学則第5条の2第2項の規定に基づき、琉球大学極低温センター（以下「センター」という。）に関し、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 センターは、液体ヘリウム及び液体窒素（以下「寒剤」という。）を製造して、教育研究用に供給するとともに、寒剤を使用した教育研究を行うことを目的とする。

(職員)

第3条 センターに、センター長及び必要な職員を置く。

- 2 センター長は、センターの業務を掌理する。
- 3 職員は、センター長の命を受け、センターの業務に従事する。

(センター長)

第4条 センター長は、「施設等の長の選考に関する申合せ（平成18年2月20日役員会決定）」に基づき、学長が指名する。

- 2 センター長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(保安)

第5条 センターの保安は、高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）及び一般高圧ガス保安規則（昭和41年通商産業省令第53号）によるほか、琉球大学極低温センター高圧ガス製造危害予防規程（以下「危害予防規程」という。）に定めるところによる。

(運営委員会)

第6条 センターに、センターの管理運営に関する重要事項を審議するため、センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

(審議事項)

第7条 運営委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 寒剤の供給に関すること。
- (2) 寒剤を使用した教育研究に関すること。
- (3) 経費の負担に関すること。
- (4) センターの事業計画に関すること。
- (5) その他センターに関する事項

(組織)

第8条 運営委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) センター長
 - (2) 教育学部、理学部、医学部、工学部及び農学部の教員のうちから選出された者各1人
 - (3) 危害予防規程に定める保安統括者代理者
- 2 前項第2号の委員は、学長が任命する。

(任期)

第9条 前条第1項第2号に規定する委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

- 2 前項の委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第10条 運営委員会に委員長を置き、第8条第1項第1号に規定する委員をもって充てる。

- 2 委員長は、運営委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故があるとき又は欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代行する。

(会議)

第11条 運営委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

- 2 議決を要する事項については、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第12条 運営委員会が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(専門委員会)

第13条 運営委員会は、専門事項を審議するため、専門委員会を置くことができる。

(庶務)

第14条 センターの庶務は、学術国際部研究協力課において処理する。

(雑則)

第15条 この規則に定めるもののほか、センターに関し必要な事項は、学長の承認を得て、センター長が別に定める。

(改廃)

第16条 この規則の改廃は、教育研究評議会の議を経て学長が行う。

附 則

この規則は、平成3年10月22日から施行する。

附 則（平成 5 年 9 月 2 8 日）

この規則は、平成 5 年 1 0 月 1 日から施行する。

附 則（平成 6 年 3 月 2 2 日）

この規則は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 9 年 3 月 2 5 日）

この規則は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 1 2 年 3 月 3 1 日）

この規則は、平成 1 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 1 6 年 4 月 1 日）

この規則は、平成 1 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 1 6 年 6 月 1 日）

この規則は、平成 1 6 年 6 月 1 日から施行する。

附 則（平成 1 8 年 3 月 2 8 日）

この規則は、平成 1 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 2 4 年 6 月 2 6 日）

この規則は、平成 2 4 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成 2 5 年 9 月 2 5 日）

1 この規則は、平成 2 5 年 9 月 2 5 日から施行する。

2 この規則施行後、最初に任命されるセンター長の任期は、第 4 条第 2 項の規定にかかわらず、平成 2 7 年 3 月 3 1 日までとする。

3 この規則施行後、最初に任命される運営委員会委員の任期は、第 9 条の規定にかかわらず、平成 2 7 年 3 月 3 1 日までとする。